

第8期美浜町障害福祉計画及び第4期美浜町障害児福祉計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、第7期美浜町障害福祉計画及び第3期美浜町障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）における、障害福祉サービス給付実績の検証や現状の把握、アンケート調査の集計・分析の実施、課題の抽出、事業量の推計及び目標量の設定などを行い、美浜町が取り組むべき課題や障害福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「第8期美浜町障害福祉計画及び第4期美浜町障害児福祉計画」を策定すること目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

第8期美浜町障害福祉計画及び第4期美浜町障害児福祉計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第8期美浜町障害福祉計画及び第4期美浜町障害児福祉計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月1日（月）まで

(4) 見積限度額

3,670,000円（消費税及び地方消費税込）

※この金額は、事業の規模を示す額であり、契約時の予定価格ではない。

3. 公募理由

本業務は、調査、分析等の専門性を必要とすることから、これらの業務にふさわしい経験、知識や専門能力を有する事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する時点において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度及び令和8年度美浜町競争入札参加資格者名簿「物品」の「その他」の分類で「計画策定等」の希望者として登載されている者であること。
- (3) 「美浜町工事等契約に係る指名停止等の措置要領」又は「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止又は指名除外期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 美浜町暴力団排除条例（平成24年美浜町条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去3年以内（令和5年度から令和7年度まで）に、他の自治体において障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る業務を元請けとして実施した実績を有すること。

5. スケジュール

- (1) 実施要領等の公表、参加表明書受付開始 令和8年8月20日（木）
- (2) 参加表明書提出期限 令和8年8月27日（木）
- (3) 参加資格確認通知 令和8年8月28日（金）
- (4) 質問書受付期限 令和8年8月31日（月）
- (5) 質問の回答期限 令和8年9月 2日（水）
- (6) 企画提案書・見積書の提出期限 令和8年9月11日（金）
- (7) 審査会（プレゼンテーションの実施） 令和8年9月15日（火）
- (8) 審査結果通知 令和8年9月17日（木）
- (9) 契約締結 令和8年9月下旬予定

6. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の必要書類を提出し、参加資格があることの確認を受けること。

(1) 必要書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 業務実績書（様式3）

※令和5年度から令和7年度までの過去3年間の業務実績のうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る業務を元請けとして実施した実績を記載すること。

エ 国税及び地方税の未納がない証明書

※直近年度の国税（法人税及び消費税）及び所在地の地方税の納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもの）で参加表明書を提出する日から前3か月以内に発行されたものを提出すること。

(2) 提出期間

令和8年8月20日（木）から令和8年8月27日（木）まで（美浜町の休日を定める条例（平成元年美浜町条例第22号）第1条に規定する町の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)の提出期間内に到着したものに限り受け付けるものとする。郵便事故等については、町はその責めを負わない。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

「１５．事務局」へ提出すること。

(6) 企画提案意思の確認

参加表明書の提出をもって、本件の企画提案の意思があるものとみなす。

(7) 参加資格の確認

参加表明書の提出日を基準日とし、「４．参加資格要件」に掲げる事項について確認を行った後、資格要件を満たしている参加表明者については受理し、その結果を令和８年８月２８日（金）までに通知する。参加資格の確認を受けられなかった者は、確認を受けられなかった理由について、本町に説明を求めることができる。その方法は書面によるものとし、令和８年９月１日（火）午後５時までに郵送又は持参するものとする。本町は、令和８年９月４日（金）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式４）に記入して、「１５．事務局」に持参又は電子メールにて提出すること。

※電子メールの場合は、送信後に確認の電話連絡をすること。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(2) 受付期間

質問の提出は、令和８年８月３１日（月）午後５時までとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和８年９月２日（水）までに質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、必要に応じて町ホームページに掲載する。なお、質問回答書は、この要領の追加又は修正とみなす。

※本業務に直接関係のある質問にのみ回答するものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8. 企画提案書の提出

参加表明書を受理された者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提案書類

ア 企画提案提出届（様式５）

イ 企画提案書（任意様式とする。枚数制限なし。）

※仕様書に基づいた提案内容とすること。ただし、仕様書は本町として最低限の要求事項を示したものであり、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案を受け付けるものとする。その場合は、ポイントが分かるよう明確に記載すること。

ウ 業務工程表（任意様式）

エ 業務実施体制（様式６）

※本業務の技術者の配置計画及び役割等の体制について特徴を記載すること。

オ 配置予定者調書（様式７）

※配置予定者については、業務の経験年数や本業務に関連する主な業務実績等を記載すること。

カ 業務実績報告書（任意様式）

※自己評価の高い実績 2 件について、成果物を各 1 部提出すること。実物がない場合は、プリントアウトしたものでも可とする。

キ 参考見積書（任意様式）

※消費税及び地方消費税額を含む額とすること。

※積算根拠となる費目（人件費、事業費等）の単価内訳を記載すること。

(2) 企画提案書の作成要領

ア 文字の大きさは原則として 11 ポイント以上とする。

イ 文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。

ウ 企画提案書は、表紙、目次、本編で構成し、可能な限り分かりやすい平易な表現を用いること。なお、白黒、カラーいずれも可とする。

エ 企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。

オ 用紙は A4 判とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 判を織り込んで作成しても差し支えない。

(3) 提出期間

令和 8 年 8 月 28 日（金）から令和 8 年 9 月 11 日（金）まで（美浜町の休日を定める条例（平成元年美浜町条例第 22 号）第 1 条に規定する町の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(3) の提出期間内に到着したものに限り受け付けるものとする。郵便事故等については、町はその責めを負わない。

(5) 提出部数

ア. 正本（簡易製本すること）：1 部（代表者印押印）

イ. 副本（加除可能なバインダー等により綴ること）：10 部

ウ. 電子データ（提案書 1 式を電子データにて CD-R 等で提出）：1 部

(6) 提出先

「15. 事務局」へ提出すること。

9. 審査方法

第 8 期美浜町障害福祉計画及び第 4 期美浜町障害児福祉計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙の「評価基準」に基づきプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 日時

プレゼンテーションの日は令和 8 年 9 月 15 日（火）を予定する。正式な日時及び場所は改めて通知する。

(2) 出席者

参加人数は 3 人以内とする。

(3) 審査時間

審査時間は、1 提案者あたり 40 分以内とする。（説明 20 分、質疑 20 分）

(4) 資料

プレゼンテーションに係る資料は、提出済の企画提案書のみとし、追加資料の提出は一切認めない。

(5) 審査の順番

プレゼンテーション審査の順番は、原則として企画提案書の提出順とする。

(6) その他

プロジェクター及びスクリーンは本町で準備する。その他プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器類は提案者で準備すること。

10. 受託候補者の決定方法

(1) 受託候補者の選定

審査委員会の審査の結果、各審査員の評価点の合計を平均したものを事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を受託候補者とする。なお、採点の結果、同点となった場合は、提案金額が低い事業者を受託候補者とする。提案金額が同じ場合は、該当する事業者について、審査員が再度審査を行い、受託候補者を決定する。

(2) 最低基準

評価点が満点の6割に満たない場合は、失格とする。

(3) 受託候補者決定後の手続

受託候補者が辞退した場合、又は受託候補者と契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合等は、次順位者を受託候補者とする。

11. 審査結果

(1) 審査結果の公表

審査結果は下記を除いて非公開とする。

ア 提案事業者名

イ 提案事業者全ての審査結果（得点）一覧表（提案事業者名は分からないよう記号で表記する）

(2) 審査結果の通知

審査結果は参加者全員に書面により通知する。なお、審査結果についての異議、問い合わせ等は受け付けない。

12. 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するものとする。

13. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 本実施要領「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

(3) 本実施要領で示した提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 本実施要領「2. 業務概要（4）見積限度額」を上回る金額の参考見積書で提案された場合

(5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

1 4. その他の留意事項

- (1) 書類作成に係る費用の一切は、応募者の負担とし、参加報酬等の支払いはしない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、本町は本件の審査以外に使用しない。
- (3) 企画提案書等の書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (4) 提出された全ての書類について、美浜町情報公開条例（平成15年美浜町条例第10号）に基づき公開を求められたときは公開することとなるため、公開できない部分がある場合は、その部分と公開できない理由を申し出ること。ただし、全面非公開とすることはできないので留意すること。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された全ての書類は、提出後の差し替え及び再提出を認めない。
- (7) 本業務は、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (8) 本業務の具体的内容は、受託候補者の企画提案書を基に町と受託候補者が協議の上決定するものとする。この場合、企画提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (9) 検討すべき事項が発生した場合は、発注者と契約事業者で別途協議することとする。

1 5. 事務局

美浜町役場 健康福祉課 担当 山野 泰孝

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25

電話番号：0770-32-6704

F A X：0770-32-6050

メールアドレス：fukushi-m@town.fukui-mihama.lg.jp

(別紙)

評価基準

	審査項目	評価項目	詳細	配点
1	業務実績	業務実績	過去3年間に他自治体において障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定支援業務の実績を十分有しているか。	5
2	業務実施体制	配置体制	配置される担当者が過去に障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定支援業務の実績を十分有しているか。また実施体制、責任者等が明確化され、適切な人員配置が行われているか。受託者の役割が明確で、町の要請や協議に対して柔軟な体制がとられているか。	10
3	計画性	業務工程等	適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。また、詳細スケジュールが適切に示されているか。	10
4	企画提案	計画策定の方針	障害福祉に係る法令や国、福井県、他自治体等の動向を把握し、本町の現状や特性を踏まえ、独自性を持たせる工夫がなされているか。	10
5			仕様書に基づきその目的や条件等を理解した提案となっているか。上位計画、関連計画等を踏まえた上での策定に向けての考え方や各種計画を一体的に策定するための計画構成等は具体的に提案されているか。	10
6		業務内容について	現行計画における施策、事業の実施状況等の現状把握、本町の特性や課題等の整理分析について、具体的な手法が提案されているか。	5
7			アンケート調査結果の分析や効果的な活用について、具体的な提案がなされているか。	5
8			町民等にも分かりやすい計画書の作成に向けた手法が示されているか。計画策定後の目標達成に向けた取組、進捗管理等の考え方が具体的に示されているか。	15
9			独創的で具体的な提案がなされ、それらが有益で実施可能な提案であるか。	15
10	価格	見積書	他の事業者と比較して見積額を採点化 【得点数=5点×(提案価格のうち最低価格÷自社提案価格)】	5
11	総合力	計画策定支援能力	計画策定に当たり、きめ細やかな支援が期待できるか。	10
合 計				100